

東浦町一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画） 【令和3年度～令和12年度】（案）概要版

1 計画策定の趣旨

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、区域内の一般廃棄物処理に関する事項を定めた計画を策定します。

2 計画期間

本計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とします。

なお、計画期間において、計画策定の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、必要に応じて計画内容の見直しを行うものとします。

3 計画の位置付け及び構成（実施機関の考え方）

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項に基づく計画です。また、上位計画である「第6次東浦町総合計画」（平成31年（2019年）3月）を踏まえ、「第3次東浦町の環境を守る基本計画」（令和3年（2021年）3月策定）で掲げた施策との整合を図りつつ、ごみの減量や適正処理に向けた施策を総合的・計画的に推進していくための計画であるとともに、「循環型社会形成推進基本法」が示す循環型社会の構築に向けた施策を進めていくための計画でもあります。

4 ごみ処理基本計画

（1）基本方針

本町は次の基本方針に沿って、適正なごみ処理を推進します。

ア 排出抑制対策の推進

イ 効果的な減量への取組・啓発

ウ 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進

エ 適正な中間処理及び最終処分

オ Plan（計画の策定）、Do（施策の実施）、Check（評価）、Action（見直し）による継続的な本計画の点検、見直し、評価

（2）排出抑制及び再生利用に関する目標

排出抑制に関する目標値については、令和2年度末の1人1日あたりの家庭系ごみ排出量を429gとしています。

しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、新しい生活様式が求められるなか、一般家庭から排出されるごみの量の増加が懸念されており、令和元年度（2019年度）の実績が1人1日あたり473gとなっており、令和2年度（2020年度）末での目標達成が難しいことが予測されます。

また、人口減少社会を迎えており、町全体のごみの発生量及び処理量は減少すると予測されますが、本計画における令和7年度（2025年度）末時点での目標値を1人1日あたり429gとし、引き続きごみ減量に努めることとします。

ごみの排出量及び資源化量に関する目標値

項目	実績値 令和元年度 (2019年度)	中間目標 令和7年度 (2025年度)	最終目標 令和12年度 (2030年度)
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量※1	473g	429g	↓
資源化率 ※2	21.2%	25.0%	30.0%

※1 (家庭系ごみ量－資源ごみ量×1,000,000) ÷ (年間日数×人口)

※2 資源ごみ量÷家庭系ごみ量×100

(3) ごみの排出抑制のための方策に関する事項

ア ごみの適正処理における実施者の役割

計画を実施していくために、住民、事業者、行政それぞれの役割について以下に示します。

(ア) 住民

日常生活の中で、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の意識を持ちながら、ごみの排出抑制に努めます。

(イ) 事業者

事業者は、事業活動に伴って生じるごみを、自らの責任において適正な処理を行うとともに、排出抑制、再資源化等により減量に努めるよう事業者と連携・協力を努めます。

(ウ) 行政

本町における住民、事業者、行政の役割分担を明確にしつつ、ごみに対する総合的かつ計画的な施策の推進を図り、互いに協力し合える体制の整備を行います。

(4) 家庭系可燃ごみ処理有料化

平成31年度（2019年度）4月から、ごみの有料化・住民負担の公平性・財政負担の軽減を目的に家庭系可燃ごみ処理有料化を導入しましたが、引き続きごみ減量に関する効果等を検証するとともに、本制度を継続していくものとします。

(5) 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

分別の区分は、「可燃ごみ」、「不燃ごみ」及び「資源ごみ」とします。また、硬質プラスチック製品については、将来的に資源ごみとして収集し、リサイクルを行うことが予想されます。今後、国の動向を注視しながら、収集開始時期等を検討することとします。

なお、家庭系のごみでも一時多量ごみや粗大ごみ、事業系一般廃棄物などは、町では収集しないこととします。

(6) ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

現行の収集運搬体制を維持することを基本とし、排出されるごみの全体量を削減し、そのうちの資源ごみの占める割合を増やし、再資源化の推進を目指します。

ごみ処理に関する動向を確認しながら、その都度、最適な方法を検討し、必要に応じて適宜見直しを図ることとします。

(7) ごみ処理施設の整備に関する事項

ア 収集運搬施設計画

町内ごみステーション（令和2年（2020年）4月現在）

可燃・不燃・資源	不燃・資源	可燃のみ	プラスチック容器 包装拠点回収場所
310か所	5か所	258か所	20か所

ごみステーションの新設・変更・廃止については、各地区との協議のうえ対応します。

また、資源ごみ（びん類等を除く）については、役場敷地内の常設資源回収場所にて回収することとします。

イ 中間処理施設計画

新ごみ処理施設が平成31年4月に供用開始されています。

ごみ処理量を抑え、施設を適切に維持管理することで、長寿命化を図ります。

ウ 最終処分場計画

一般廃棄物は、自区内処分の原則から、東部知多衛生組合構成市町内での計画的な処分場の利用を進めるとともに、愛知県等で進められている広域処分場の整備計画への参加により安定的な処分先を確保していきます。